

流山市危険コンクリートブロック塀等除却工事費補助金交付要綱

平成30年10月5日告示第107号

改正

令和元年6月19日告示第24号

令和2年8月6日告示第102号

令和3年10月6日告示第106号

令和4年2月2日告示第14号

流山市危険コンクリートブロック塀等除却工事費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震によるコンクリートブロック塀等の倒壊等の被害から市民の生命、身体及び財産を保護し、安全かつ安心なまちづくりを推進するため、コンクリートブロック塀等の除却等（当該除却に伴い発生する廃材の処分を含む。以下同じ。）を行う者に対し、予算の範囲内において当該除却等に要する費用の一部を補助することに関し、流山市補助金等交付規則（昭和42年流山市規則第14号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) コンクリートブロック塀等 コンクリートブロック造、石造、れんが造その他の組積造による塀及び門柱（これらの下部に設置された基礎、上部に設置されたフェンス等を含む。）をいう。
- (2) 通学路 本市の公立小学校の学校長が当該公立小学校への通学のための道として指定したものをいう。
- (3) 危険コンクリートブロック塀等 コンクリートブロック塀等で、市長が別に定める基準により安全であることが確認できないものをいう。
- (4) 軽量フェンス等 アルミフェンス、スチールフェンスその他これらに類するフェンスをいう。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、通学路に面する危険コンクリートブロック塀等の次に掲げる事業(次条の補助対象者が事業者(以下「施工者」という。)に委託して施工するものに限る。)とする。ただし、第2号の事業については、第1号の事業と一体的に行う場合に限る。

(1) 除却等する事業(除却等の結果、地震に対して安全な構造となるものに限る。)

(2) 前号に掲げる事業により除却等したコンクリートブロック塀等の代替として必要となる軽量フェンス等を新設する事業(補助対象者)

第4条 補助金の交付対象者は、危険コンクリートブロック塀等を所有し、又は管理する者であって、補助対象事業を行うもの(以下「補助対象者」という。)とする。

2 危険コンクリートブロック塀等の所有者が複数ある場合は、補助対象者は、補助対象事業を行うことについて他の所有者の同意を得なければならない。

3 危険コンクリートブロック塀等の管理者(当該危険コンクリートブロック塀等の所有者でない者に限る。)が補助対象者である場合は、補助対象事業を行うことについて当該所有者の同意を得なければならない。

4 前3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者については、補助対象者としなない。

(1) 国、地方公共団体又はこれらに準ずる団体

(2) 規則第3条の規定により補助金の交付を申請する日(以下「申請日」という。)において本市の市税の滞納がある者(補助対象経費及び補助金の額)

第5条 補助の対象経費は、補助対象事業のための委託費とする。

2 補助金の額は、次の各号に掲げる額のうち最も少ない額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

(1) 補助対象経費の合計額(補助対象事業についてこの補助金のほかに収入がある場合は、当該収入の額を除いた額)の8

割

(2) 補助対象事業において除却する危険コンクリートブロック塀等の面積（平方メートルを単位とし、当該面積の合計に1平方メートル未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てる。）に35,000円を乗じて得た額

(3) 300,000円

(手続)

第6条 補助金の申請その他の規則で定める手続及び当該手続に使用する様式は、別表に定めるとおりとする。

2 補助対象者は、補助金の請求及び受領を補助対象事業の委託を受けて施工を行った施工者に委任することができる。

(補助金の交付条件)

第7条 規則第5条の規定により付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 補助対象事業の内容を変更する場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。

(2) 補助対象事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けること。

(3) 補助金の交付決定を受けた日から120日を経過する日又は当該交付決定の日の属する年度の1月末日のいずれか早い日までに、規則第12条の規定による報告を完了すること。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(4) 危険コンクリートブロック塀等の除却に伴い発生した廃材については、適法かつ適正に処理すること。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和元年6月19日告示第24号）

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の流山市耐震診断助成事業実施要綱、流山市木造住宅耐震改修助成事業実施要綱又は流山市危険コンクリートブロック塀等除却工事費補助金交付要綱の規定によっ

てなされた手続その他の行為は、この規則による改正後の流山市耐震診断助成事業実施要綱、流山市木造住宅耐震改修助成事業実施要綱又は流山市危険コンクリートブロック塀等除却工事費補助金交付要綱の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則（令和 2 年 8 月 6 日告示第 1 0 2 号）

（施行期日）

1 この告示は、公示の日から施行する。

（適用）

2 この告示による改正後の流山市危険コンクリートブロック塀等除却工事費補助金交付要綱（以下「改正後の要綱」という。）の規定は、令和 2 年度以降の予算に係る補助金について適用する。

（経過措置）

3 この告示の施行の際に、既にこの告示による改正前の流山市危険コンクリートブロック塀等除却工事費補助金交付要綱（以下「改正前の要綱」という。）の規定により令和 2 年度の予算に係る補助金について、改正前の要綱第 6 条の規定による補助金の申請がされている場合については、当該補助金の申請を改正後の要綱第 6 条の規定による補助金の申請とみなす。

4 前項の規定により改正後の要綱第 6 条の規定による補助金の申請とみなされた申請（以下「みなし申請」という。）について、既に改正前の要綱第 6 条の規定による交付決定がされていたときは、当該交付決定を取り消し、当該みなし申請に対し、改正後の要綱第 6 条の規定による交付決定を行うものとする。

5 前項の規定による交付決定を受けた者であって、当該交付決定の時点において事業に着手しているものについては、補助対象事業の変更について改正後の要綱第 7 条第 1 号の規定にかかわらず、当該事業の着手後に市長の承認を受けることができる。

附 則（令和 3 年 1 0 月 6 日告示第 1 0 6 号）

この告示は、公示の日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 4 年 2 月 2 日告示第 1 4 号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第6条関係）

手続の区分	使用する様式の名称	添付書類	様式番号
申請 （規則第3条）	流山市危険コンクリートブロック塀等除却工事費補助金交付申請書	(1) 案内図 (2) 危険コンクリートブロック塀等に関する図面 (3) 軽量フェンス等の配置図、断面図、立面図（軽量フェンス等を新設する場合に限る。） (4) 危険コンクリートブロック塀等の所有者の同意書（当該所有者でない者が申請する場合又は所有者が複数ある場合に限る。） (5) 補助対象経費の内訳が分かる見積書の写し（補助対象事業について収入がある場合は、それが分かるものを含む。） (6) 申請日において市税の滞納がないことを証する書類（市税の納付状況について市長が公簿等で確	別記第1号様式

		認することに同意した場合を除く。) (7) その他市長が必要と認めるもの	
決定通知 (規則第4条)	流山市危険コンクリートブロック塀等除却工事費補助金交付決定(申請却下)通知書		別記第2号様式
変更等承認申請	流山市危険コンクリートブロック塀等除却工事費補助金変更等承認申請書	変更の内容を確認できる書類	別記第3号様式
変更等承認決定通知	流山市危険コンクリートブロック塀等除却工事費補助金変更等承認決定(申請却下)通知書		別記第4号様式
実績報告 (規則第12条)	流山市危険コンクリートブロック塀等除却工事費補助金実績報告書	(1) 補助対象事業が完了したことが分かる写真 (2) 補助対象事業に要した費用の領収書の写し(第6条第2項の規定により、補助金の請求及び受領を、補助対象事業を	別記第5号様式

		<p>行った施工者に委任する場合は、領収書の写しに代えて、契約書の写し、委託費から補助金の額を差し引いた額の領収書の写し及び当該委任に係る委任状（受領を委任する額が記載されたものに限る。以下同じ）の写し）</p> <p>(3) 補助対象事業に伴い発生した廃材の処分報告書</p> <p>(4) その他市長が必要と認めるもの</p>	
<p>確定通知 （規則第14条）</p>	<p>流山市危険コンクリートブロック塀等除却工事費補助金交付確定通知書</p>		<p>別記第6号様式</p>
<p>請求 （規則第15条）</p>	<p>流山市危険コンクリートブロック塀等除却工事費補助金交付請求書</p>	<p>第6条第2項の規定により委任を受けた者が当該委任を受けた補助金の交付を受けようとするときは、当該委任に係る委任状</p>	<p>別記第7号様式</p>